

東京都「テレワーク・マスター企業支援奨励金」のご案内について

日頃より、東京都事業にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京都では、感染症の拡大防止と経済活動の両立を図るため、テレワークの促進・定着に向けた事業を実施しております。

このたび新たに、テレワークを「週3日・社員7割以上」、3ヵ月以上実施された都内中小企業等を「テレワーク・マスター企業」として認定し、通信費や機器・ソフト利用料など企業が支出した経費に基づき定額の奨励金を支給する事業を開始いたしましたので、都内事業主の皆さまへ周知させていただきたく、ご案内申し上げます。

つきましては、事業の詳細を記載したパンフレットを同封させていただきますので、ぜひご検討のほどお願いいたします。

ご不明な点やご質問等がございましたら下記問い合わせ先までご連絡いただくか、専用ウェブサイトをご覧ください。

記

1 送付書類

- ・「テレワーク・マスター企業支援奨励金」パンフレット 1部

【お問合せ先】

- 「テレワーク・マスター企業支援奨励金」に関するお問い合わせ先
公益財団法人東京しごと財団雇用環境整備課
「テレワーク・マスター企業支援奨励金」事務局
TEL 03-6734-1301（平日9～17時）
※平日12～13時、土日、祝日、年末年始を除く

- 「テレワーク東京ルール」等上記以外に関するお問い合わせ先
東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
TEL 03-5320-4657（平日9～17時）
※平日12～13時、土日、祝日、年末年始を除く